

労働債権確保 のための 手引 & (改訂版)

最近、「倒産等により賃金を支払ってもらえない」とか、「未払の賃金を支払ってもらうにはどうすればよいか」といったご相談が増えてきています。

しかし、未払の賃金を支払ってもらうために、具体的にどのような方法があるのかについては、あまりよく知られていません。

また、平成8年から行われていた倒産法制の見直しもようやく終局を迎え、我が国倒産法制の整備がなされてきたところです。

そこで、今回新破産法の制定等新たな動きを盛り込んだ「(改訂版) 労働債権確保のための手引」としてこのパンフレットを作成しました。このパンフレットが皆様のお役に立てば幸いです。

· · · C O N T E N T S · · ·

1 未払賃金とは

1-1 未払賃金って？	1
-------------	---

2 会社が存続している場合の労働債権確保

2-1 勤め先に未払賃金を払ってもらうためには どうすればいいの？	2
2-2 訴訟等の具体的な手続は？	3
2-3 一般先取特権って？	5
2-4 差押えはどのようにすればいいの？	6
2-5 未払賃金に時効はあるの？	7
2-6 訴訟等の費用援助制度はあるの？	8

3 会社が倒産した場合の労働債権確保

3-1 勤め先が倒産してしまうと、賃金や退職金は 支払ってもらえないの？	9
3-2 倒産処理にはどんなものがあるの？	10
3-3 それぞれの倒産処理において労働債権の扱いは どうなっているの？	11
3-4 未払賃金の立替払制度ってどんな制度？	12

4 各種相談窓口

4-1 困ったときに相談をするには？	13
4-2 相談するに当たって用意しておくべき書類は？	14

1 未払賃金とは

1-1 未払賃金って？

あらかじめ労働契約や就業規則で定められた賃金を、所定の支払日に支払わなかつた場合には、その使用者は、労働基準法に違反することになります。（労基法第11条、第24条）

未払賃金があるときは、まず支払われなかつた賃金の種類（定期賃金、諸手当、賞与等）、金額、未払の理由、支払の根拠となる規程の有無やその内容を確認しましょう。

未払賃金の対象となる賃金

①定期賃金

②退職金

*ここでいう退職金とは、労使間において、あらかじめ支給条件が明確に定められ、その支給が法律上使用者の義務とされているものをいいます。（昭和22年9月13日発基第17号）

*なお、使用者が、社外積立制度（適格退職年金、確定給付型企業年金、中小企業退職金共済等）を用いて退職金を支払う場合であつても、就業規則等に定めがあつて、労働条件の一部として認められるものであれば、使用者はその支払義務を負うことになります。

③一時金（賞与・ボーナス）

④休業手当（労基法第26条）

⑤割増賃金（労基法第37条）

⑥年次有給休暇の賃金（労基法第39条）

⑦その他法第11条に定める賃金に当たるもの

*④⑤⑥の未払については、労働者の請求により裁判所が付加金の支払を使用者に命ずることができます。（労基法第114条）

参考

○遅延損害金・遅延利息

賃金などが支払われない場合には、本来支払われるべき日の翌日から、遅延している期間の利息に相当する遅延損害金（年利6%）がつくこととされています。（商法第514条）

また、退職した労働者の場合には、賃金のうちその退職の日（支払日が退職後の場合には、その支払日）までに支払われなかつた部分には、年14.6%の利息がつくこととされています。この利息がつく賃金には、退職金は含まれませんが、賞与は含まれます。（賃確法第6条）

これら遅延損害金・遅延利息は、民事上の請求権です。

2

会社が存続している場合の 労働債権確保

2-1

勤め先に未払賃金を払ってもらうためには
どうすればいいの？

未払賃金があるときは、まずは使用者側と真摯な話し合いの場を持つように努めましょう。また、労働組合を通じて交渉を行っていくという手段もあります。

それでも勤め先が支払に応じない場合、勤め先に支払を強制する方法として次のようなものがあります。

- ①民事訴訟手続（調停、支払督促、少額訴訟、その他訴訟）の利用
- ②一般先取特権の行使

参考

○勤め先への借金と未払賃金の相殺

お互いに同種の債権を持ち合っている場合（例えば、勤め先からの借金と未払の賃金は、どちらも「金銭債権」という同種の債権に当たります。）には、一方が相手方に意思表示をすることによって、対応する額の範囲内で債権どうしを相殺することができます。（民法第505条以下）

意思表示の方法は特に定められていませんが、例えば「内容証明郵便」を利用する方法等があります。（なお、「内容証明郵便」についての詳細は、郵便局にお問い合わせください。）

使用者側からの一方的な相殺は、労働基準法で禁止されていますが（労基法第17条、労基法第24条）、労働者側からの相殺については、特に制限はありません。ただし、一定の条件があります。また、法律上の倒産手続に入った場合には、相殺をすることが制限されることがあります。

2-2

訴訟等の具体的な手続は？

訴訟には手間も時間もかかると思われがちですが、調停、支払督促、少額訴訟といった簡易・迅速な手続もあります。それぞれの手続の概要は次のページのとおりです。

参考

○訴訟等にかかる期間

調停手続の場合、おおよそ1ヶ月に1回くらいのペースで調停期日が設定され、事案にもよりますがおおよそ半年くらいで結論が出ることになります。支払督促の場合、相手方から異議が出なければ1ヶ月程度で終わりますが、異議が出されると本訴に移行され、時間がかかることになります。本訴の場合、途中で和解をすると早期の解決が図れます。ただし、判決までいくと第1審だけで数ヶ月～数年かかる場合もあります。ただ、最近では訴訟の迅速化が図られつつあります。

○訴訟に要する費用

訴訟に要する費用としては、①裁判所の手数料（印紙代）、②予納郵便切手代、③弁護士を依頼する場合の弁護士費用が基本です。弁護士費用には、大まかに分けて着手金、報酬金等の弁護士報酬と、収入印紙代、交通費などの実費があります。

	調 停	支払督促	少額訴訟	通常訴訟
制 度	裁判所において、調停委員会の仲介等により、話し合いで紛争を解決する手続です。	裁判所書記官が、債務者に対し、簡易迅速に金銭の一定額等の給付を命ずる手続です。	60万円以下の金銭を請求する場合に限り、あまり複雑でない紛争について、原則として審理を1回で終わらせ、その場で判決を出す訴訟です。	裁判所が、法廷で、お互いの言い分や証拠に基づいて、判決という形で判断を示し、紛争を解決する手続です。
強制執行	相手方が調停で定められた合意内容に従わない場合にできます。	債務者が支払をせず、督促異議を申し立てない場合に、一定の手続を経てできます。	相手方が判決に従わない場合にできます。	
解決できなかつた場合	改めて訴訟等で争うことになります。	債務者から督促異議が申し立てられた場合は、訴訟手続に移行します。	被告の申述等により、通常訴訟に移行する場合があります。	
申立ての場所	(原則) 相手方の住所地を管轄する簡易裁判所			140万円を超える金銭を請求する場合は、地方裁判所
必要なもの	申立書 手数料分の収入印紙 証拠等の書類等	申立書 手数料分の収入印紙等	訴状 手数料分の収入印紙 証拠等の書類等	
手数料	例えば、調停を求める事項の価額が100万円までの部分は、その価額10万円までごとに500円	請求の目的の価額に応じて、右記の場合の2分の1の額	例えば、訴訟の目的の価額が100万円までの部分は、その価額10万円までごとに1000円	

* 上記手数料は一部ですので、事案ごとに裁判所等で確認してください。(参照: 民事訴訟費用等に関する法律)

* 郵便切手の予納(裁判所から相手方に書類を送るために必要なものです。) …数千円

注) 切手の種類・金額は裁判所で確認してください。

2-3

一般先取特権って？

労働債権には「一般先取特権」という担保物権が与えられています。

なお、一般先取特権が与えられている範囲は、従来、株式会社・有限会社・相互会社については商法により賃金等の全額(退職金についても全額が含まれる。)、それ以外については民法により賃金等のうち最後の6ヶ月分（「最後の6ヶ月分」とは、6ヶ月分の給料に相当する額をいい、これは退職金についても同様。）とされていましたが、平成16年4月1日に施行された「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」により、民法の一般先取特権の付される労働債権の範囲が商法と同じとされました。

参考

○担保物権

担保物権とは、債権が履行されなかった場合に、債務者等が所有する一定の物や権利が有する価値から、優先的に債権の履行を受けることができる権利です。例えば、抵当権や質権は担保物権の一種です。

2-4 差押えはどのようにすればいいの？

労働債権について、いわゆる「差押え」をする方法には、大きく分けて以下の2つがあります。

- ①（裁判所の確定判決等に基づいて行う）強制執行
- ②一般先取特権の実行

裁判所の確定判決等、強制執行を行う前提となる手続については、3～4ページを参照してください。

	強制執行	一般先取特権の実行
制度	裁判所の確定判決等（「債務名義」といいます。）に基づいて、債権を回収する手続です。	労働債権に与えられた一般先取特権という担保物権に基づいて債権を回収する手続です。
裁判所の判決等	事前に、裁判所に確定判決、和解調書、調停調書等の債務名義の書類を提出して、強制執行できる旨の文章（「執行文」といいます。）をつけてもらいます。（ただし、例外として執行文の不要な判決等もあります。）	不要
申立ての場所	(原則) 目的不動産の所在地を管轄する地方裁判所等	
必要なもの	申立書 手数料分の収入印紙（4,000円） 判決等の書類等	申立書 手数料分の収入印紙（4,000円） 一般先取特権の存在を証明する文言等の書類（＊）等
その他	何を差し押さえるのかを指定しなければなりません。（差し押さえられないものもあります。）	

*過去の給与明細書、社内規程類（就業規則や賃金規程）等が必要とされています。なお、強制執行の場合と違い、債務名義は不要なので、事前に裁判等を起こす必要がありません。
その証明にどれだけの文書が必要であるかは裁判所が判断します。

参考

○仮差押え

この他、「仮差押え」という手続がありますが、これは、裁判等で争っている間に相手方の財産が散逸してしまうおそれがある場合に、相手方の財産を仮に差し押さえる手続ですので、上記に挙げた2種類の手続とは性質が異なります。

2-5 未払賃金に時効はあるの？

退職手当を除く賃金の請求権は2年間、退職手当の請求権は5年間の短期消滅時効が定められています。（労基法第115条）

時効の効力、援用、中断、停止等の時効制度については、民法の一般原則（民法第144条以下）によります。

時効によって請求権が消滅するのを防ぐための時効中断事由には、

- ①労働者の裁判上の請求
 - ②使用者の承認
 - ③差押え
 - ④仮差押え
- などがあります。

なお、時効によって賃金請求権が消滅した場合においても、刑事的には、公訴時効が完成するまでは、労働基準法の罰則の適用があることになります。

2-6 訴訟等の費用援助制度はあるの？

裁判の援助や書類作成の援助が必要なのに、資力がない方のために以下の2つの援助制度が設けられています。

- ①訴訟上の救助（民事訴訟法第82条以下）
- ②民事法律扶助（民事法律扶助法）

制度の概要は以下のとおりです。

	訴訟上の救助	民事法律扶助
制度	訴訟及び強制執行について、裁判所の決定により、裁判費用等の支払を猶予等してもらう制度です。	裁判の援助や書類作成の援助が必要なのに資金がない方に、裁判手続費用や書類作成などを立て替えて、弁護士や司法書士を紹介する制度です。
援助主体	国	財団法人法律扶助協会
適用条件	<ul style="list-style-type: none">・自分で費用を負担できること (費用を支払えないか、費用の支払によって生活に著しい支障を来すこと)・勝訴の見込みがないとはいえないこと	
援助の種類	<ul style="list-style-type: none">・裁判費用の支払の猶予・執行官の手数料及びその職務に要する支払の猶予・裁判所において付添いを命じた弁護士の報酬及び費用の支払の猶予・訴訟費用の担保の免除	<ul style="list-style-type: none">・無料法律相談・弁護士費用の立替え・書類作成費用の立替え
返還方法	負担することとされた相手方から直接取り立てます。	割賦で返還します。ただし、生活保護を受給している等返還が困難な場合には、返還を猶予または免除されることもあります。
(参考) 適用基準		<p>単身者　月収（手取）18.2万円以下 2人家族　月収（手取）25.1万円以下 3人家族　月収（手取）27.2万円以下 4人家族　月収（手取）29.9万円以下 以下1人増につき3万円を加算 ＊家賃、住宅ローン、医療費等の出費がある場合は考慮されます。 ＊東京や大阪等の大都市には上記の額に10%が加算されます。</p>

3

会社が倒産した場合の労働債権確保

3-1

勤め先が倒産してしまうと、賃金や退職金は支払ってもらえないの？

賃金の支払がなされていない場合には、たとえ倒産したからといって、そのことによって当然に、労働者が賃金を受け取る権利（賃金債権）や、使用者が賃金を支払う義務（賃金債務）がなくなるというわけではありません。

*倒産するまでの期間の賃金についての権利や義務

→原則としてそのまま残ります。

*倒産した後の期間の賃金についての権利や義務

→その後の労働契約関係が継続するか否かによることになります。

勤め先が法律上の倒産手続に入った場合

- ・賃金を含む勤め先が負うすべての債務の弁済は、それぞれの法律に定められたそれぞれの債権の優先順位や手続に従って行われます。
- ・法律上の倒産手続においては、賃金等の労働債権については、一定の範囲について優先権が与えられていますが、会社等に残された財産の状況によっては、賃金の支払が遅れたり、カットされたりする可能性もあります。
- ・また、それぞれの法律に定められた倒産手続に拘束される債権の弁済を受けるためには、手続に従って裁判所に届け出ることが必要です。
- ・一方、倒産手続に拘束されない債権は、勤め先の会社等に請求すれば足りますが、それぞれの法律に基づいて財産を管理・処分する管財人等が選任されている場合には、管財人等に対して賃金債権の弁済を請求することになります。（法律上の倒産手続のうち、破産及び会社更生においては、必ず管財人が選出されることになっていますが、民事再生においては、必ずしも管財人が選出されるとは限りません。）

中小企業退職金共済制度のように、労働者が、退職金の積立先である社外の機関（独立行政法人勤労者退職金共済機構）に直接支払を請求すると、その請求に基づき退職金が社外の機関から労働者に直接支払われる仕組みになっている制度もあります。

3-2 倒産処理にはどんなものがあるの？

会社等がとりうる倒産処理の方法はいくつかあります。どの方法をとるかによって、賃金等の労働債権の優先順位も異なります。

主な倒産処理とその特徴は、次のとおりです。

	任意整理	法律上の倒産手続		
		破産	民事再生	会社更生
		清算・再建型	清算型	再建型
制度	債権者との個別交渉等で債務を減らす方法です。	会社等は解散し、破産管財人が清算事務を行い、すべての財産を分配して清算する方法です。	主として中小企業等を対象に、原則、それまでの経営者が事業経営を継続しながら再建を目指す方法です。	主として大企業を対象に、管財人が更生会社の事業経営と財産管理処分を行いながら再建を目指す方法です。
状況用	10,077件 (60.6%)	5,384件 (32.4%)	853件 (5.1%)	48件 (0.3%)
特徴	支払の原則は民法や商法の規定によります。	適用対象の限定はありません。裁判所が監督し、破産管財人を選任します。	適用対象の限定はありません。裁判所等が監督します。	株式会社にのみ適用されます。裁判所が監督し、管財人を選任します。
メリット	裁判所等の監督がなく、スピーディーな解決が図られます。	裁判所の監督があるので公平かつ透明な手続です。	手続に拘束される関係者の範囲を限定するので、簡易迅速です。	全ての利害関係者を拘束するので抜本的な再建計画の策定が可能です。
デメリット	場合によっては、“早い者勝ちの回収”になる可能性もあります。	手續が終わるまでに時間がかかる場合も多いです。	無担保債権者の権利のみを制約するので手續の効力が弱いです。	手續が複雑かつ厳格なので時間と費用がかかります。

注) 清算型とは、会社等を消滅させる方針で倒産処理をすることです。

再建型とは、会社等が経済的に破綻した場合に、会社等を維持していく方針で倒産処理をすることです。

「利用状況」のデータは、帝国データバンク「全国企業倒産集計（2003年報）」によります。

倒産処理には、他に商法の会社整理や特別清算という方法もあります。

3-3

それぞれの倒産処理において労働債権の扱いはどうなっているの？

それぞれの倒産処理における労働債権をはじめとする各種債権の優先順位の概要は、次のとおりです。（上にいくほど優先順位が高くなります。）

優先順位 ↑	任意整理	法律上の倒産手続		
		破産	民事再生	会社更生
法定納期限等以前から設定された抵当権等の被担保債権	抵当権等の被担保債権	抵当権等の被担保債権	手続開始6ヶ月前以後の賃金等源泉徴収に係る所得税等の租税債権であって納期限未到来のもの会社の使用人の預り金等の一部管財人の報酬等	手續開始6ヶ月前以後の賃金等源泉徴収に係る所得税等の租税債権であって納期限未到来のもの会社の使用人の預り金等の一部管財人の報酬等 （共益債権）
租税債権	管財人の報酬等 破産手続開始前3ヶ月間の未払賃金等（注2） 納期限が破産手続開始前1年よりも後の租税債権 （財団債権）	賃金等（注3）	（一般優先債権） 管財人の報酬等 （共益債権）	抵当権等の被担保債権 （更生担保権）
法定納期限等後に設定された抵当権等の被担保債権	納期限が破産手続開始前1年よりも前の租税債権上記以外の賃金等 （優先的破産債権）	一般の債権 （社内預金含む） （再生債権）	賃金等（注3）上記以外の租税債権 （優先的更生債権）	
賃金等（注3）				
一般の債権 （社内預金含む）	一般の債権 （社内預金含む） （破産債権）			一般の債権 （上記以外の預かり金等含む） （更生債権）
↓ 低				

注1) 「破産」「民事再生」「会社更生」における網掛部分は、当該手続に拘束される債権であることを表します。

注2) 財団債権となる賃金等は、破産手続開始前3ヶ月間に生じた給料債権及び破産手続終了前に退職した使用者の退職金のうち退職前3ヶ月間の給料の総額に相当する額（その額が破産手続開始前3ヶ月間の給料の総額よりも少ないときは、破産手続開始前3ヶ月間の給料の総額に相当する額）です。

注3) 平成16年4月1日以後は、民法において一般先取特権が付与される労働債権の種類及び範囲が、商法と同じく雇用契約に限らず広く雇用関係にある者（「使用者」）が有する給料債権の全額になりました。

3-4 未払賃金の立替払制度ってどんな制度？

本来、賃金の支払は個別の事業主の責任の範囲に属するのですが、会社等が倒産した場合には、残された財産が乏しい場合も多く、実際に労働債権を回収できるとは限りません。

そこで、労働者の救済を図るために、法律上の倒産又は中小企業の事実上の倒産の場合に、賃金を支払ってもらえないまま退職した方を対象に、国が「未払賃金の立替払制度」を実施しています。

立替払を受けられる条件

- ・勤め先が1年以上事業活動を行っていたこと。
- ・勤め先が倒産したこと（下記①②のいずれかに当てはまる場合）
 - ①法律上の倒産（破産、特別清算、会社整理、民事再生又は会社更生の手続に入った場合）
この場合は、管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。
 - ②事実上の倒産（中小企業について、労働基準監督署長が倒産していると認定した場合）
この場合は、労働基準監督署に認定の申請を行ってください。
- ・労働者がその勤め先を既に退職していること。
※退職日や申請日等について時期的な条件がありますので、ご注意ください。

- ・立替払の対象となる未払賃金は、定期的な賃金及び退職金に限ります。
※賃金の支払期日について条件がありますので、ご注意ください。
- ・立替払される額は、未払賃金の額の8割です。
ただし、退職時の年齢に応じて88～296万円の範囲で上限があります。
- ・手続は、おおよそ以下の流れで行います。
 - ①倒産についての管財人等の証明又は労働基準監督署長の認定
 - ②未払賃金額についての管財人等の証明又は労働基準監督署の確認
 - ③独立行政法人労働者健康福祉機構への立替払の請求

必要な書類や詳しい手順については、労働基準監督署又は独立行政法人労働者健康福祉機構で案内しておりますので、詳しくはお近くの労働基準監督署又は独立行政法人労働者健康福祉機構にご相談下さい。

4

各種相談窓口

4-1 困ったときに相談をするには？

①労働基準監督署

労働基準監督署では、労働基準法に関するご相談をお受けするほか、情報提供を行っています。

また、立替払の手続も受け付けています。

労働基準監督署は、勤め先の所在地によって管轄が決まっています。

お近くの労働基準監督署にご相談ください。

所在地一覧↓

<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/index.html>

②総合労働相談コーナー

総合労働相談コーナーでは、労働問題に関するご相談をお受けしています。

所在地一覧↓

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

③労働条件相談センター

全国労働基準関係団体連合会（全基連）では、全国の主要都市に労働条件相談センターを開設しています。

所在地一覧↓

<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/kijunkyoku/jouken/980804-1.html>

または、全基連（TEL 03-3437-1022）に直接お問い合わせください。

④独立行政法人労働者健康福祉機構（賃金援護部立替払相談室）

独立行政法人労働者健康福祉機構では、立替払の手続等に関するご相談（TEL 044-556-9881）をお受けするほか、「立替払制度に関するQ&A」等の情報提供を行っています。

所在地、「立替払に関するQ&A」↓

<http://www.rofuku.go.jp/kinrosyashien/miharai9.html>

法律に関する相談については、次のところまで

①各地の弁護士会→<http://www.nichibenren.or.jp/>

②各地の司法書士会→<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

③財団法人法律扶助協会→<http://www.jlaa.or.jp/>

④各地方自治体等

⑤各地の裁判所（裁判や差押え等）→<http://www.courts.go.jp/>

4-2

相談するに当たって用意しておくべき書類は？

ご相談にいらっしゃる前に、資料となるものを集めていただくようお願いします。ご相談を承る者が、事情をよりよく把握するのに役立つとともに、もし民事訴訟や倒産等といった事態になった場合にも、証拠として役立ちます。

- ・月々の給与明細書
- ・労働契約書
- ・雇入れの時に、使用者から労働者に労働条件を示した書類
- ・就業規則、賃金規程、退職金規程等の社内規程類
(就業規則については、一定の場合には、労働基準法で労働者への周知義務が定められています。)
- ・出退勤の記録

実際に何か起きてから資料を集めるのは大変です。日頃から集めておくことをおすすめします。

相談するに当たって

- ・早めの相談を心がけましょう！
- ・事実の正確な把握のためにも、書類は实物を見せましょう！
- ・相談をする前に、一度自分で相談したいことを整理しておきましょう！
- ・無駄足を踏まないためにも、相談する際には予約をしましょう！